日赤新労

平成3年
5月25日
発　行
第133号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2-2-14
KIビル802
TEL(03)3433-3028
発行責任者
雀岡　博

綱　領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

平成3年度第1回中央委員会を開催

神戸市「五社寮」・平成3年5月12～13日

各専門部会の活動方針を決定

大会以降の一般経過報告も承認

新緑に包まれた神戸市「五社寮」において、五月十二日、十三日の両日、全国の各ブロック選出中央委員及び各単組オブザーバーの参加のもとに、平成三年度第一回中央委員会が開かれ、三年度要求書及び各専門部活動方針について、活発な意見が交わされた。

専門部活動方針内容

十二日の午後二時より午後三時三十分まで、専門部会を各会場に移して、部会ごとに熱心な討議がなされ、平成三年度各部活動方針が決定された。その内容については次の通りである。

◎組織部会

○各単組組織の内部強化
各単組間の連絡体制の確立を図り、内部強化を中心に大会資料等を活用して、未加入組合員に積極的にアピールして行く。

○全国オルグ活動の強化
未組織施設及び未加入組織への新労加盟に向けて積極的に拡大拡充を図り、一定地域に集中してオルグ活動を推進していく。

◎教宣部会

○全国初心者研修会
今後の初心者研修会について、講義内容及び運営方法について教宣部会として考えていく。

三年度研修会については、六月十六日から十八日を予定し、場所は神奈川県の箱根太陽山荘。講義内容は、①労働組合とは、②綱領・規約、③労働協約、④平成三年度日赤新労要求書、⑤日本赤十字社の機構と労働組合。なお講師については本部役員が担当する。

○各単組新入役員研修会

○幹部役員研修会
第二回中央委員会開催時に同時開催するが、テーマについては部会で、①労働組合のあり方、②真の医療サービス等のテーマが提案されたが、未定。

◎調査部会

次の調査項目が決定された。
○夏期・冬期手当について
○年末年始特別出勤手当について
○各施設における職員構成について
○保育所の料金について（保育所施設のある保育料）
○各単組におけるファクシミリ設置状況について
調査内容においては、各ブロック調査部より情報交換等により協力を強める。

講義内容については、昨年の講義が非常に評判が良かったので、今回も「労働法」を中心に講師を依頼する。期日・七月中旬の予定、場所・東京近郊、テーマ・労働三法関係。

熱心に討議が行われた第1回中央委員会

第一回中央委員会議事

十二日の午後四時より中央委員会が開かれ、議長に粕谷幸司氏（愛知血セ）、副議長に西村和典氏（大津日赤）、書記に杉本莞爾氏（筑前山田日赤）を選出して、議事へと進行した。

始めに中央執行委員長の挨拶があり、その中で大会以降の本部活動状況（団体交渉経過）報告も含まれる発言がされた後、各専門部会報告に移った（各専門部会記載通り）。また部会活動報告事項は本年度初回であり、報告においては組織部の内部強化（茨城血セ及び芳賀日赤問題）の報告だけなされた。

続いて定期全国大会以降の一般経過報告がなされ、組合例規集未着について質問があり、本部は印刷物の発送は完了しているが、運送の途中にアクシデントがあり、早急に調査して後日報告すると回答。

その後二、三の質問を経て満場一致で承認され、一日目は終了した。

十三日の午前八時三十分より審議事項に入り、①平成三年度ベースアップについて、②夏期手当等については提示がなく、人事院勧告後が交渉の中心となるであろうとの発言がなされた。

また本部提案として九月の中央委員会前に妥結するような状況の場合、各ブロック代表中央委員（闘争委員）を招集して対応するとの提案に、人勧発表を待って本部一任とされ、満場一致で決定された。

なお、新労組合員及び家族の署名簿をもって、本社社長交渉を行う予定である。

◎審議事項

一、平成三年度ベースアップについて

本部より三年度ベア・新労要求定昇込み八・三％（定昇分、過年度物価上昇分、生活向上分）についての交渉経過が報告され、第二回団交において、財政が極めて苦しい中でも従来の基本姿勢を踏まえ、具体的数値について回答したいとの回答を得た。

その後第三回団交（四月二十六日・同日国営四現業のベア五・六四％定昇込みが調停案として提示された）において、社会的情勢を踏まえて現時点ではベア三・三五％（定昇含まず）との回答を得たが、具体的な配分等については提示がなく、人事院勧告後が交渉の中心となるであろうとの発言がなされた。

二、夏期手当について

ブロック会議の審議において各ブロックとも統一要求とする発言が続き、額は二十二割プス一律三万円、全国統一要求日は五月十七日と決定した。

なお、審議経過の中、一般職(二)俸給表適用職員に対して、昨年の加算措置適用に該当しない職員がおり（職員給与要綱第三十五条二項・別表＝A等級・特B等級五％、特A等級十％）、この問題を本部は充分認識して、要求時に強力に交渉してほしいとの要望が出され、本部は夏期手当要求額を含め交渉するとの回答であった。

三、婦人部会について

平成二年度（九月二十五日）全国婦人部代表者会議の席で、「代表者会議のあり方」についての問題に基づき、本部より今年度については第二回中央委員会開催時に行う。代表者を多数参加させるため、単組女性代表者に一名分の旅費を支給し、男性（オブザーバー）参加も可とする提案がなされ、満場一致で決定された。

四、その他

①厚生年金基金について

日本赤十字社厚生年金基金設立構想についての本部説明がなされ、メリットがあってもデメリットはないということで、早急に申請できるよう交渉することで決定した。

②第三十一回全国定期大会について

第二回中央委員会までに、次回定期大会役員を各ブロックで選出することを確認した。議長＝1B、副議長＝2B、書記＝6B、議事確認＝2B・4B、議事運営＝1B・3B・5B、大会起草文＝2B・4B・6B、選挙管理委員及び役員詮衡委員＝各B。

なお第二回中央委員会議事担当ブロックは、議長＝4B、副議長＝5B、書記＝6B。

【平成三年度中央委員】

●印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる。

〔第一ブロック〕
大久保文彦（八戸日赤）＝組織
●盛山和臣（盛岡日赤）＝調査
紺野恭宏（福島血セ）＝教宣
小林淳子（山形支部）＝調査

〔第二ブロック〕
佐竹　敬（足利日赤）＝組織
五十嵐昭広（原町日赤）＝組織
大塚正義（大田原日赤）＝教宣
小池且子（芳賀日赤）＝教宣
●鈴木典浩（前橋日赤）＝教宣
西宮　明（浜松日赤）＝教宣
小松崎孝夫（茨城血セ）＝調査
吉本博文（千葉血セ）＝調査

〔第三ブロック〕
伊藤隆善（愛知支部）＝組織
●桜井和雄（名一日赤）＝組織
駒井一洋（名二日赤）＝組織
伊藤博紀（名一日赤）＝教宣
加藤洋子（名二日赤）＝教宣
粕谷幸司（愛知血セ）＝調査
高沢茂正（飯田日赤）＝調査
宮本克己（豊橋血セ）＝調査

〔第四ブロック〕
●西村和典（大津日赤）＝組織・教宣・調査

〔第五ブロック〕
●川島　環（鳥取日赤）＝教宣
武郷　徹（三原日赤）＝組織
飯田幹雄（岡山日赤）＝調査
宮尾行雄（岡山日赤）＝教宣
三折敬子（岡山血セ）＝調査
中橋祥隆（徳島血セ）＝組織

〔第六ブロック〕
馬場拓春（今津日赤）＝教宣
●杉本莞爾（筑前山田日赤）
調査・組織

初心者研修会のご案内

＝平成3年6月16日（日）～18日（火）＝

箱根太陽山荘

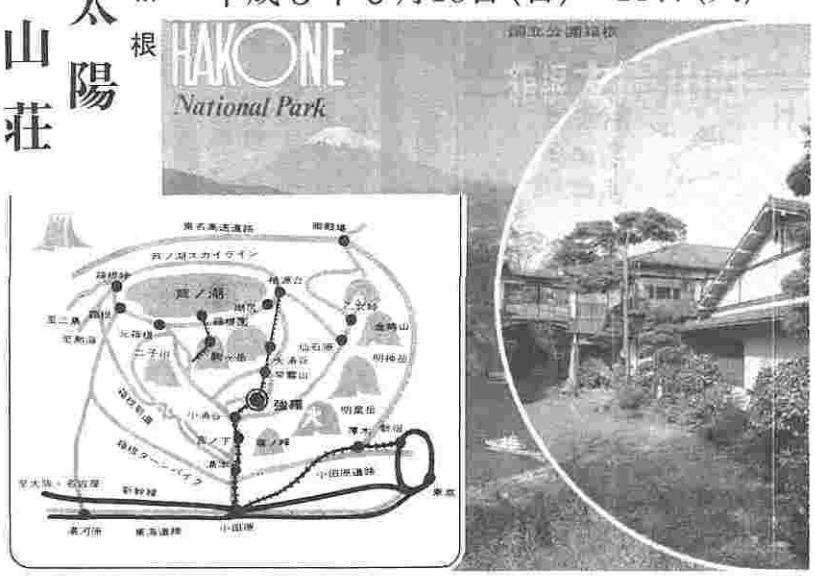

重要になる労組の役割

私達日赤に働く者にとって、現在の職場環境は多種多様に亘り、その上近年は医療技術分野でのME導入による職場変革、献血量横ばいによる血液製剤需給不均衡、各都道府県支部、本社事業推進と行政施策による代行事業等、昭和五十年代半ばから今日に至り職場の労働実体は大きく変化してまいりました。

今やこうした現実の生活の中で、急速な技術革新や職場の変化に不安を抱えている組合員は数多く、健康で明るい生きがいのある職場づくりをリードするのは労組の務めと思われます。労働運動の存在感が薄れたとか若者の労組離れが問われる現在、労組の役割は以前にも増して重要となってきています。

企業の成長は労働者個々の企業意識から生まれますが、企業の合理化や労働の効率化でコストを吸収し、休暇や時短を進めれば更に増大する結果、残業時間の減少、余暇時間活用の生活費投資と、若者はともかく中高年者からは戸惑いや不満の声も出てくるのでしょう。

女性の職場進出が今後より以上に増加すれば、女性が安心し業務に専念できる環境づくりは労組の活動の一途といえます。例えば出産後の育児休業法施行はできたが、休業中の生活保障、現職復帰の労使協定、夜勤労働・パートタイマー労働等の代替措置と休暇制度協定などがあります。

また人手不足の影響や技術革新の進行で労働市場は流動化し、労働力確保のため初任給アップ競争から賃金水準・昇給制度をも見直しを迫られ、賃金交渉指針にも関連し、個々の昇給と職場内能力（評価）にも摩擦を生じかねない今日、労組の役割は増々重要になってきています。

赤十字に働く私達は、組合綱領を基本理念とし活動を展開してまいりました。結成から三十年を過ぎ、時代も日本が世界のリーダー的役割を担う背景に多大な経済成長があるように、赤十字の成長は私達「日赤新労」の役割が極めて多大と言えます。

日赤がこの湾岸戦争後、復興支援、難民救済、国際支援など対外的に大きく期待され努力している現在、内政事業としての活動を盛り上げるため、各支部事業の社費増収、血液量確保施策、医療・措置施設の地域貢献策と増収対策など、労使でその対策を討議し、施設を発展させるよう努めると共に、組合員の生活と明るい職場づくりに貢献・努力することが最も重要であります。

しかしながら意識としては理解するものの、組合運動としての意識は職場内の独自性、職種間の協調理解、機器・データ社会の自己中心作業から連帯社会が難しくなってきているため、調和のとれる活動要項が限られているように思えます。

今後組合の役割は、各職種・職業で抱える個々の課題を労働条件にどう折込むのか、要望を法規とどう合致させ統制化するのか、ME機器導入と作業効率化をどう反映させるのかなど、存在意義は重要と考えます。また正職員、非常勤、パートタイマー、人材派遣員を労働条件（人員確保・財政投資）に位置づける要件の交渉とも含めれば、組合幹部はより以上に知識、統制力、決断と実行、交渉力ほか、施設にあっては重要な役割を担うところとなります。

このように複雑かつ個性尊重の時代を皆様とより前進させるため、施設内の運動を活性化し、新労を発展させるため要求実現と企業努力を惜しまないよう、お互いに頑張りましょう。

（組織部）

日赤退職金制度のあらまし

（現行）

一、制度の特色

(1)この制度は、日本赤十字社に長期にわたって勤続した正規職員（規定第2条第1号）の老後の生活安定に資するように退職一時給与金等の制度とならんで設けられた。また、この制度は公務員の共済制度等を勘案して、日赤が独自に設けた制度である。

※規定第2条第1号＝職員、常時勤務する有給職員（嘱託として雇入れられる者、一年以内の期間を定めて雇入れられる者又は日々雇入れられる者を除く）をいう。

(2)この制度は終身年金を中心においている。

(3)制度を運営していくための資金は、事業主と職員の双方が負担して積み立てる。

(4)職員が積み立てる掛金について、年金を受ける資格が得られない場合（中途退職者）でも掛金相当分以上の金額を一時金で給付する。

(5)この制度の適正な運営を期すために、関係者の意見を聴く「年金制度運営委員会」が設けられているが、その委員会には職員を代表する委員が含まれる。（規定第32条）

二、資金と運用

この制度は「収支相等の原則」に基づいて、将来起こると思われる給付金に見合う資金を用意するために、事業主が負担金を、職員が掛金を積み立てる。その利益はもちろん、負担金及び掛金と合わされて給付金に当てられる。（規定第22・23・24条）将来を予測しながら制度を運営していくわけであるから、いろいろな条件の変化により影響を受ける。そこで財政の見直しが必要となり、三年ごとに財政再計算が行われる。（規定第31条）その結果によっては軌道修正することもある。

現行の掛金、負担金は次のとおり。

【掛金】⇩職員

給与月額（俸給と役付手当の合計額）の千分の11を毎月の給料から控除して積み立てる。但し、給与月額の上限は25万円となっているので、掛金月額は最高2,750円である。

【負担金】⇩事業主

給与月額の千分の34を毎月事業主が負担して積み立てる。

三、加入と脱退

（加入）正規の職員として採用になった者すべて、採用と同時に「加入」したことになる。（規定第3条）ところで、この制度が発足する以前（S49・9・30以前）に正規の職員と採用された人のためには、制度発足以前の勤務期間（過去勤務期間）についても考えてやることが望ましいことである。そこで、この制度では当該期間を年金受給の資格者となる期間に見なし算入する。但し、逆上って掛金をもらうわけには行かないので、給付に当ってはその間は½としている。（規定第14・15条）

（脱退）退職、志望、解雇等により正規の職員でなくなった場合、同時に「脱退」したことになる。（規定第3条）

《退職したとき》

一、給付金の種類

(1)年　金

年齢が満55歳以上で、かつ在職期間（過去勤務期間＝S49・9・30以前の在職期間を含める）が20年以上の職員には、次のいづれかひとつの年金が支給される。（規定第7条）

○退職年金＝この年金が通常の場合の年金で、年齢が満60歳未満の間は支給が停止される。（規定第8条）

○減額退職年金＝年金受給資格を持つ者が、年齢満55歳以上、満60歳以前に負傷、疾病、施設の廃止、その他特別の事情が生じたことにより退職し、60歳以前に給付を希望したとき支給される。（規定第9条）

○改定退職年金＝受給資格があっても支給を停止されている者（受給待期者）あるいは退職年金か減額退職年金をすでに受給している者が、再び正規の職員として採用された後に再び退職したときに、年金額を改定し支給される。（規定第10条）

(2)脱退一時金

年金受給資格が得られる年齢（満55歳）と在職期間（20年以上）に満たないで脱退したときには、脱退一時金が給付される。（規定第11条）

二、給付期間と給付額

(1)退職年金

〈給付期間〉

ア、満60歳以前に退職したときは、満60歳となった翌月から死亡した月まで支給する。

イ、満60歳以後に退職したときは、退職した月の翌月から死亡した月まで支給する。

〈給付額〉

次の計算方法に基づいて年金（月額）が給付される。

ア、加入期間分（S49・10以降）

●退職前3年間の平均給与月額×加入期間月数×9／1.2万＝A（給与比例部分）

●150円×加入期間月数÷12＝B（定額部分）

イ、過去勤務期間分（S49・9以前）

●退職後前3年間の平均給与月額×過去勤務期間月数×9／2.4万＝C

●150円×過去勤務期間月数÷24＝D

ウ、合計（A＋B＋C＋D）＝退職年金（月額）

＊「退職前3年間の平均給与月額」は、毎月の給与月額が25万円を超えるときは25万として計算する。

＊「加入期間」と「過去勤務期間」の合計月数が480月を超えるときは、超過月数を過去勤務期間月数から控除し、480月として計算する。

(2)減額退職年金

〈給付期間〉

退職した月の翌月から死亡した月まで支給する。

〈給付額〉

次の計算方法に基づいて減額退職年金（月額）が給付される。

●前記の「退職年金」計算による退職年金月額×支給開始年齢別減額乗率＝減額退職年金（月額）

(3)改定退職年金

〈給付期間〉

ア、満60歳以前に再び退職した場合は、満60歳となった月の翌月から死亡した月まで支給する。

イ、満60歳以後に再び退職した場合は、退職した月の翌月から死亡した月まで支給する。

ウ、満55歳以上満60歳以前に負傷、疾病れ施設の廃止、その他特別の事情が生じたことにより再び退職し、なおかつ60歳以前に給付を希望した場合は、その退職した月の翌月から死亡した月まで支給する。

〈給付額〉

次の計算方法に基づいて改定退職年金（月額）が給付される。前期の「退職年金」もしくは「減額退職年金」の計算方法と同様であるが、

ア、退職前3年間の平均給与月額は、前回の平均給与月額と今回退職時の平均給与月額と比べて、いずれか高い方の額を採用して計算する。

イ、加入期間（S49・10以降の在職月数）は、前回の月数に再採用になった月から再び退職した月までの月数を加えた通算月数により計算する。なお再採用期間中は年金給付は停止される。

(4)脱退一時金

〈給付額〉

次の計算方法に基づいて脱退一時金が給付される。

●在職中の掛金累計額×1.1×加入期間（過去勤務期間は除く）別乗率＝脱退一時金

＊掛金累計額にその1／10に相当する給付に要する費用は施設負担（規定第22条）

《死亡したとき》

在職中の職員や年金受給待期者が死亡した場合、年金受給者で受給期間が10年未満で死亡した場合は、その遺族に「遺族一時金」が給付される。

一、遺族一時金の給付額

(1)在職中の職員

ア、在職期間が20年未満で、かつ年齢が55歳未満の職員（年金受給資格のない職員）

●脱退一時金と同額

イ、在職期間が20年以上で、かつ年齢が満55歳以上60歳未満の職員

●退職年金月額×92・939×死亡年齢別支給乗率

ウ、在職期間が20年以上で、かつ年齢が60歳以上の職員（年金受給資格者）

●退職年金月額×92・239

エ、年金受給者で再採用された職員（改定退職年金受給資格者）

●改定退職年金月額×92・236×年金受給残存期間別支給乗率

(2)年金受給待期者

（在職期間20年以上で、かつ年齢が満55歳以上60歳未満の退職職員）

●年金月額×92・239×死亡年齢別支給乗率

(3)年金受給者

（現に退職年金または減額年金、改定退職年金のうちいずれかの給付を受けている退職職員）

●年金×92・239×年金受給残存期間別支給乗率

二、遺族の範囲及び順位

遺族一時金の受給できる人の範囲は次のとおり。また、優先順位は原則として次のとおり。

〔本人（死亡）〕

①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹

ア、配偶者

イ、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員または職員であったもの（退職者）の死亡当時、主としてその収入によって生活をしていたか、若しくは共に生活していた者。（規定第13条）

単組新人役員研修会のご案内

日　時：平成3年7月7日(日)～8日(月)

テーマ：「組合活動に必要な法律知識」

講　師：宇都宮大学・松岡　二郎氏

組合員のみなさん へ

○新労本部に組合員皆様よりの投稿欄を設けることといたします。「組合への質問」・「労働条項」・「賃金」ほか、質問・意見がありましたらお寄せ下さい。組合員であれば個人名でも構いません。住所は本紙発行日の右上に記載しています。

○「北から南から」への原稿をお寄せ下さい。各単組での活動報告など何でも結構です。お待ちしています。

ミー子＆ハー子

小菅りゃ子